

第 260 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 260 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 25 年 5 月 17 日（金）14:15～14:49

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○科学技術研究調査（総務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林主査、尾花副主査、井熊副主査、宮崎専門委員

（総務省）

統計局 統計調査部 経済統計課 栗田課長、山本課長補佐

（事務局）

古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから第260回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、総務省の「科学技術研究調査」の実施状況及び事業の評価について審議いたします。

本事業につきましては、平成23年4月から平成25年12月までの約3年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施したところですが、まずは事業の実施状況について、総務省統計局統計調査部経済統計課の栗田課長より御説明をお願いしたいと思います。

御説明は10分程度でお願いいたします。

○栗田課長 それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

資料1に基づきまして、科学技術研究調査の実施状況について、御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目「事業の概要」でございます。

事業内容としましては、昭和28年から、我が国における科学技術に関する研究活動の状況を調査し、科学技術の振興に必要な基礎資料を得るということを目的としまして、毎年実施をしている基幹統計調査である科学技術研究調査における、調査関係書類の印刷、封入及び送付、調査客体からの照会対応、調査客体に対する督促等に係る業務を行っております。

契約期間は、平成23年4月1日～25年12月27日までの2年9カ月となっております。毎年実施の調査でして、5～7月が調査期間、年末の12月には公表するというサイクルで、契約期間に3回の調査を実施するという形で事業を行っております。

ちなみに、こちらの事業は市場化テストとしましてもう3回目の実施になっておりまして、統計調査分野初めての事業です。平成19年の調査を1期目、20～22年の調査を2期目という形で実施をしてきておりまして、23～25年の調査を今回御評価いただくということになっております。

受託者は、株式会社システムシンクでございます。

次に「Ⅱ 確保されるべき質の達成状況及び評価」について、御説明いたします。

調査客体数及び回収数につきましては、表1に掲げているとおりでございます。それぞれ企業、非営利団体・公的機関、大学等と3区分に分けて、企業が1万3,000程度、非営利ですと1,000強、大学等でいきますと三千数百といった客体がございまして、それぞれ回収しております。

回収の状況につきましては、回収率の表をごらんいただいたほうが分かりやすいかと思っておりますので、2ページ目にお移りください。

表2-1に掲げてございますのが、実施要項上設けました最終的な達成すべき目標値、回収率でございます。

企業につきましては、達成すべき目標値が78%で、23年度調査は80%、24年度調査は85%と達成しております。非営利団体・公的機関につきましては、目標値が99%、23年度につきましては98%と1ポイントのみ下がってございますが、24年度につきましては99%と達

成しております。大学等につきましては、達成すべき目標値が100%で、23年度、24年度とも100%の回収をしております。

その下に表2-2と書いてございますのは、あくまで御参考値ということでございますが、途中段階で調査票の提出期限である7月15日時点で回収状況を見まして、その後で実施省であります我々から事業者に対していろいろなアドバイス、指導をしていくために、この時点での目標値と回収率を報告いただいているものであります。こちらの詳細は省きますが、いずれも目標値を達しているという状況でございます。

下の文章の部分でございますが、最終的な回収率を見ますと、企業については比較的提出可能性の高い企業、具体的には、前年の調査で提出期限後に督促などをしまして、回答いただけたところといったところを中心に電話督促を行いまして、24年度は23年度より5ポイント上回ったということで大幅にアップをしております。

それから、非営利団体・公的機関につきましては、こちらは23年度が1ポイント目標に達しなかったということではあるのですが、督促の時期を早めて督促方法を見直した結果、23年度につきましては、震災の影響で業務多忙ということでお答えいただけなかった客体がいらしたため目標値に1ポイント及ばなかったのですが、そこを24年度はきちんと改善させているという状況でございます。

大学等につきましては、24年度も23年度も100%ということで目標を達成しております。続きまして「3 照会対応業務」でございます。

こちらの実施状況につきましては、我々が指名した「照会対応事例集」を参考にしまして、事業者で照会対応業務を行っていただきました。また、実務担当者への研修につきましては、事前研修でロールプレイングを重視した研修をやるといった形で研修を行っております。

それから、業務の開始の後では、ケーススタディーを適宜実施しましてスキルアップを図っていただき、業務担当者と補助者の間でいろんな連絡ノートといったものを作成して、認識の齟齬をなくすといった形で、業務の質の維持に努めております。

件数の面でございますが、受託者が実施した照会対応件数につきましては、平成24年度については2,667件、23年度は2,349件ございましたので、1割程度増加をしております。

件数の多寡におきまして評価をするというのは、なかなか難しいところかなとは思っておりますが、こちらが増えている要因としましては、照会対応と並行して行っていた電話の督促におきまして、調査票が見つからない方というのも結構いらっしゃるの、見つからなければ御連絡くださいと丁寧に対応をいたしましたので、調査関係の書類の再送をしてくださいという依頼が増えたためと考えております。

3 ページ目の一番上に、表3で照会対応件数について月ごとに整理をしております。調査期間であります5月～7月にかけて、いずれの23年度、24年度も照会の件数が多いといった状況が見られます。特に24年度6月につきましては、調査関係書類の再送の関係か、若干対応件数が多くなっているところでございます。

次に、アンケート結果でございますが、照会対応業務が適切に実施されたかどうかというを確認するために、アンケートを実施しております。その結果「満足であった」「どちらかといえば満足であった」といったような肯定的な回答をいただいたところが9割以上となっております、業務は適切に実施されたと考えております。

また、アンケートで寄せられた具体的な指摘については、次年度の業務改善のため、内容を取りまとめて受託事業者提供しております。

それから、事後的な聞き取り等、モニタリングをしております、我々で受託者に客体の立場としてお電話をかけていろんな質問をするということで照会対応の状況を確認しましたところ、問題のある対応は特にございませんでした。

次に、調査票を提出してくださいという督促業務でございますが、こちらにつきましてもアンケートをしております、その結果は「良い」「どちらかと言えば良い」といった肯定的な回答が約9割以上となっております、業務は適切に実施されたと考えております。

また、こちらにも寄せられた具体的な指摘については、受託者に提供しております。

また、こちらの業務につきましても聞き取りをしております、受託者が電話督促を行った調査客体、調査票に不備などがあつた方々を対象に督促で確認をしたところ、督促の中で調査票の記入を軽視するような発言といったものは特段なかったということを確認しております。

以上のようなところを鑑みまして、5番目の「評価」でございますが、平成23年度及び24年度において、業務を実施するに当たり、確保されるべき質として設定した最終的な回収率は、おおむね達成したということで評価しております。

なお、23年度の非営利団体・公的機関は、震災等の影響によりわずかに目標値に1ポイント及ばなかったが、24年度では前年に比べて電話督促の時期を早めるなど、督促方法を見直しまして目標値を達成したということで、評価できると考えております。

照会対応業務につきましては、アンケート結果では2年連続で肯定的な回答が9割以上を占めております、24年度におきましては、ロールプレイングを重視した実践的な研修や、連絡ノートを活用して認識の齟齬を解消するなど、スキルアップと質の維持に努めている点も評価できると考えております。

続きまして、4ページ目にお移りいただきまして、民間事業者からの改善提案が見られましたので御紹介をさせていただきます。

調査票等関係書類を送付する封筒の表面に文言を記載しているのですが、こちらで受託者から提案がなされまして、要するに、報告義務がある調査なので、きちんと御回答くださいといった文言を新たに赤字で追加をさせていただきました。そういったこともありまして、調査票を開封するときの客体の方の意識もあつたのか、回収率の向上につながつたということも考えられると思っております。

また、客体数の多い企業の回収率の向上につきましても提案がございまして、24年度は

比較的提出可能性の高い企業、先ほど御紹介した、調査で提出期限後に回答をいただいた方々を中心としまして、前年よりも早いうちからの電話督促を行いまして、さらに基準日時点での回収率を踏まえて、督促はがきの発送を遅目にして、それまでの間も電話で集中して督促を行うといったようなことを行ったことが、最終的な回収率の向上につながったのではないかと考えております。

次に、実施経費の状況でございますが、市場化テスト開始前の国における従来の実施経費、こちらの最終年が平成18年度になりますので、こちらの実施経費と、市場化テストの期間に合わせて3カ年分の契約金額を比較したものが、下のとおりでございます。

従来の実施経費が7,041万円、契約金額が6,962万円ということで、これを1調査年分に割って比較をいたしますと、削減額が26万6,000円といった形で削減をされております。

また、こちらの事業は3期目ということでございますので、参考値として1期目の事業の削減額と2期目の事業の削減額も並べて記載してみました。1期目につきましては削減額が313万1,000円、2期目が、こちらは3調査年分しか書いていないのですけれども、それを3で割りますと、633万4,000円といった形になっております。いずれの期も削減をされているという形になります。

なお、市場化テストの2期目に当たる事業では、総務省側の経費が大きく削減されておりますけれども、かなり低価格で落札されたという経緯がございまして、実績ベースでの予算では不落となるおそれが強かったため、3期目の今期では、改めて見積もりを取り直しまして、市場実態に合わせて予定価格の見直しを行ったところでございます。

最後、5ページ目に移りまして、全体的な評価でございますが、平成23年度及び24年度ともに、確保されるべき質として設定した最終的な回収率はおおむね達成されており、照会業務についても適正に実施されていることは評価できる。また、民間事業者からは効果的な督促業務を行うための改善提案も出されてございまして、24年度でその結果を出しております。

実施経費については、従来経費に比べて3調査年で79万8,000円削減されております。

以上のことから「新プロセス運用に関する指針」に基づく民間事業者の業務に係る法令遵守状況、評価会の設置、入札における競争性の確保、確保されるべき質の達成状況及び経費の削減状況等の移行基準を満たしているため、次の事業におきましては、新プロセスに移行した上で、事業を実施させていただければと考えております。

以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料A「民間競争入札実施事業 科学技術研究調査の事業評価（案）について」をごらんください。こちらに基づきまして御説明をいたします。

まず、1ページ目の「I 事業の概要等」でございますけれども、こちらにつきまして

は、先ほど総務省統計局から御説明いただきましたので、省略をさせていただきます。

2 ページに移ります。こちらが一番上の「2 受託事業者決定の経緯」でございます。入札参加者は3者であり、いずれも入札参加資格を満たしていた。平成23年4月1日に開札したところ、入札金額は2者が予定価格を上回り、予定価格の範囲内の1社が落札者となったとございます。

次に「II 評価」でございます。

「3 対象公共サービスの実施内容に関する評価」をごらんください。こちらの全体の回収率という表がございますけれども、先ほど御説明を総務省からいただいたとおり、おおむね良好な結果が出ているということで、評価をさせていただきます。

次に、3 ページをごらんください。

「(2)実施経費」というところがございますけれども、こちらも従来経費が7,041万9,000円、契約額が6,962万1,000円、削減額79万8,000円ということで、しっかりと経費削減の効果が出ているということで評価をさせていただきます。

「4 評価のまとめ」でございます。平成23年度及び24年度ともに、確保されるべき質として設定された調査票の全体の回収率については、目標値をおおむね達成しており、照会対応業務や督促業務についても、調査客体へのアンケート結果から、適切に実施されたと評価できる。

契約金額については、従来の実施経費と比較して、3年間で79万8,000円削減されており、評価できるとしております。

次に、最後の「5 今後の事業」でございます。本事業は良好な実施状況であり、「新プロセス運用に関する指針」に規定する移行基準、法令遵守状況ですとか評価委員会等の設置、そういったものを満たしているため、次期事業については、新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えられると評価（案）をまとめさせていただきます。

駆け足ではございましたが、以上で当方からの御説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。

最初に形式的なことですが、先ほども尾花委員からあったように、内閣府のほうの評価（案）の2ページ、一番下のイの（ア）の下から3行目、調査客体へのアンケート及び事後的な聞き取り等、先ほど総務省の御説明でありましたので、抜けているということですね。先ほど総務省の御説明では、両方とも事後聞き取りをしているということでしたね。

○栗田課長 私どもの実施状況報告では、照会対応業務と督促業務、どちらも事後の聞き取りを行っておりますので、そちらを評価いただけるのであれば、御記載いただければと

思います。

○事務局 承知いたしました。そのように追記いたします。ありがとうございます。

○小林主査 では、ほかにどうですか。

井熊委員、お願いします。

○井熊副主査 流れとしては、きちんとできた事業かなと思うのですが、契約金額の推移がよくわからなくて、18年に対して、これが79万8,000円削減されている。だけれども、先ほどのお話ですと、19年度の業務というのはそれより安く見える。その後の3年間はさらに安い。

先ほどあった説明だと、今回、予定価格をオーバーした事業者と過去の事業者がダブっている。過去の事業者の中で今回予定価格をオーバーした事業者がいた。その事業者がやっていた金額が今回の金額より安いように見えるのですけれども、ここら辺の全体の価格の整合性というのはどういうふうに説明されるのか。

第1期、2期というのがくんと下がっていて、そのときに業務を受けた人が、今回、価格を安過ぎるのではないかと調整したのだけれども、なおも予定価格をオーバーしてしまったというところで、この契約金額の推移というのが、なぜこういう推移になっているのかというのが、ちょっとわかりにくいと思うのです。

○栗田課長 こちらの事業は、先ほど説明の中でも申し上げさせていただきましたとおり、3回市場化テストという形でやらせていただいております。1期目、2期目、それから、今回の3期目というのを並べて御紹介させていただいております。若干でこぼこがあるというところの不整合についてどう考えるのかという御質問と承りましたが、1期目と2期目と3期目と比べますと、一番削減額が大きいのが2期目でございます。1期目も削減はされております。削減額が1、2、3と通して一番少ないのは今期第3期でございます。

具体の業者名というのはなかなか申し上げづらいのですけれども、今回の3期目は具体的には3者が入札に参加してきました、そのうち入札価格が予定価格をオーバーした者が2者おりました、その内の1者というのは、従前うちの市場化テストの事業を受託した実績のある事業者であったことは事実でございます。

そのときの入れた金額と受けたときの金額の多寡というのは、なかなかコメントしづらいのですけれども、一回一回、年も変わっておりますし、単価もいろいろ変わっている中で、業者が積み上げた結果がこのような形になっているのかなと理解をしているところでございます。

あと、個別の業者についてはそのぐらいの説明とさせていただきます。全体の金額的な推移につきましては、第2期につきましては、非常に低価格であったというところで、市場の実勢に合わせた見積もりの見直しを行ったというところで、3期目が2期目よりはかなり高く出ているという状況ではございます。ただし、国が実施していたときよりは下がっております。

○井熊副主査 これは、普通はコストが下がるとよかったよかったという話をするわけな

のですけれども、2期目で下がってそれを3期目にわたって価格調整されたというのは、やはり2期目の業務内容とか、あるいは事業者の決め方とか、そういうところで何らかの問題があったとお考えになったわけですか。

○山本課長補佐 業務の内容において問題は特段ございませんでした。ただ、入札に関しては1回目で6者入札となりましたが、6者すべて基準額を超えたため不落となり、2回目の入札の2者のうち1者が基準額内となり落札されたという状況でした。

実際、業務は質も落とさずにやっていただいたのですけれども、経費的に赤字になったということもあり、業務的にこの金額では割に合わないという話もございましたので、こちらの4ページの下にも書いてございますけれども、実績ベースの予算では不落となるおそれが強かったため、今期においては改めて見積もりを取り直して、適正価格に戻さないといけないということでございましたので、市場実態に合わせて予定価格の見直しを行いました。

○井熊副主査 わかりました。

○小林主査 関連するかどうかわかりませんが、当初、これは本当に市場化テストを導入してからの初期の案件ということだったと思うのですね。

そのときの議論というのを思い起こしてみると、スムーズに業務ができるのかといったところで、総務省さんのいろんな意味でのサポート、事業者さんに対するサポートが必要で、それでモニタリング等も必要で、そういうコストというのを考えると、従来の実施経費、落札された経費というのにプラスモニタリングコストというのをかけると、かえってコストがかかっているかもしれないという議論があったように、おぼろげなのでも、記憶しているのですね。

そういうことから考えると、非常に価格にでこぼこがあるので、どういった状況なのだろうと私も同じように疑問を持ったわけですが、そういった観点からすると、今回の事業者さんは改善提案もあって、総務省としては、非常に事業を監督する側としてもやりやすかった事業なのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○栗田課長 そういった意味では、今、先生がおっしゃられたとおりでありまして、事業者としては、こちらが設定した回収率等の目標もきちんと達成、回収率については一部達成できなかったところはありませんけれども、24年度にはきちんと達成しているという意味で良好な実施状況をしておりますし、それから、改善提案といったものも出しているというところで、きちんとした事業を営んでいただいていると認識をしております。

そして、従前の国の実施経費よりは削減をされているということでございまして、この市場化テストに出すときに、定員を1人削減しまして、そういった効果も出ていると認識をしております。

○小林主査 宮崎先生、どうぞ。

○宮崎専門委員 資料1のほうですが、2ページで確認させていただきたいのですが、表

2-2で調査票提出期限である7月15日という記載がありまして、期限が7月15日なのかと読み取ったのですが、表2-1の最終的な回収率、こちらが最終的な達成率です。この最終的な回収率を計算される際の最終期限というものは、いつと設定されているのかという確認と、もう一点は、この最終的な回収率で回収された調査票というものは、提出期限を超えているわけではありますが、これを統計調査に反映できた調査票であるという認識でよろしいかという確認です。

○栗田課長 まず、7月15日というのは、最初に客体の方にこの期日までに提出してくださいとお願いした期日が7月15日です。そのときの回収状況をもとに、またさらに督促等を重ねていって、表2-1にあります最終的な回収率になるわけですが、それまでに回収した調査票は基本的に調査結果へ反映し、調査結果を公表するときの回収率にも反映されるということになります。

○宮崎専門委員 いつまで集計するという期限は何かあるのですか。

○栗田課長 大体12月の中下旬に公表しますので、その前にデータをぎりぎりのタイミングまで待って、御回答いただけるようであれば調査票を提出してくださいというお願いをしてまいりますので、そこの最終的なタイミングで回答を締め切るまでの回収数から計算したものが最終的な回収率になるということです。

○宮崎専門委員 わかりました。

○山本課長補佐 実際、入札実施要項の中で、24年度の場合は10月9日という日にちで設定しております。それは、先ほど申し上げましたように、公表から逆算してぎりぎりの線で一応の日にちを設定しております。

○宮崎専門委員 期限は超えたのでしようけれども、最終的にうまく統計に反映できたということであれば、それをもって達成された質と見て、特に違和感はありません。

あと、形式的なところで恐縮ですが、内閣府のほうの資料Aの最下行の「5 今後の事業の評価」ですが、震災の影響もあって、23年度の非営利団体だけ1ポイント下回ったという御説明もございましたので、ここはおおむね良好な実施状況と記載していただくほうが適切ではないかという個人的な意見でございます。

○事務局 承知いたしました。そのように修正をさせていただきます。ありがとうございます。

○小林主査 総務省のほうのこれは、両方とも公表資料ですか。

○事務局 本入札小委の公表資料としては、資料1が公表資料でございます。

○小林主査 公表資料ですね。

先ほど御説明があった4ページのところの実施経費の状況のところ、下から4行目の「ただし」のところ、先ほど御説明があったところだと思うのですが、わかりにくいのではないかと思うのですね。

この数字だけを見ると、かなりコストが安くできて問題なかったみたいなのに、18年度と比べれば効率的にはできているけれども、推移としてどうなのだろうという疑問が国民

的にはあると思うのですね。何か工夫できないですか。どんな書きぶりがいいのか、もし何か御提案があればお願いします。

○井熊副主査 業者さんの入れている数字の話なので、どこまであるのかというのは御判断いただくにしても、やはり第2期での落札した人の金額がかなり際立って低価格であったということと、そういう価格での実施が難しいということが、調査の結果わかっているということと、それから、業務上も委託側からの当然サポートも必要であったようなこととか、聞いている範囲ではそういうことが理由かなと思うのですが、その辺をあれして、価格を戻した。しかも、戻したのを1期のもう一個前に戻しているというところで、そのところは1期、2期、両方ともそういうことがあったということなのかもしれないですね。

いろいろヒアリング等をした結果、もう一回もともと公共側でやっていたのと同じぐらいのところに戻して、もう一回やるのが適切と考えたみたいなの、何かそういう経緯を書いたほうがわかりやすいのではないかな。

○栗田課長 そうですね。1期目、2期目、3期目を通した経緯をもう少し詳しくという御趣旨でございますね。

○井熊副主査 一番初めは国がやっていて、1期があって2期があって、1期、2期で問題が発生したから、1期に戻すのではなくてもとに戻したのですね。もとに戻して入札をした結果、ゼロ期に対して今は効果が出ましたという評価になっているわけだから、そこら辺のプロセスをわかりやすく、できる範囲で表現したほうが良いように思います。

○栗田課長 通常ですと、今期の評価しきれないとお伺いしていたものですから、なお書きという形で簡素に書いたのですけれども、先生の御指摘を踏まえまして、1期目からの経緯が分かるような形で、事務局と表現を工夫させていただければと思います。

○小林主査 1期目は本当にあれですよ。当初の初期の事業だったので1年間で、その次3年間になったということで、それで3年間になった分で価格競争が行われたということですね。1年目の事業のときには、民間事業者が初めて参入した事業であり、総務省側の業務支援のコストもかかっていた。

○栗田課長 業務支援は特段しておりませんで、その分、業者側は赤字だった。実態的には、そういう状況でございます。

○小林主査 そういう事実の部分を書き足していただいたほうがわかりやすいと思いますので、お願いします。

○栗田課長 承知いたしました。

○事務局 そのように調整させていただきます。

○井熊副主査 委員の一人として、何でもかんでも入札で物すごい過剰な競争をさせて、コストを下げ続けるということが、入札のあり方としては正しいと自分は思いません。

それは、事業者の民間事業者として、きちんとした利益が上がる範囲内において競争をして、効率的な業務を行うということが適切な姿だと思うので、やはり行き過ぎた競争で

の価格を見直すということ、情報で見直すということは、それは場合によってはあり得る行政側の措置かとは思いますが、そこのところは、そういう考え方もあるということですので、プロセスを堂々と書かれたらよろしいかと思えます。

○小林主査 では、その点をお願いしたいと思えます。

あとはよろしいでしょうか。

それでは「科学技術研究調査」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

それでは、先ほどのところの価格の変動についての御説明を入れていただくということで、事務局のほうと調整していただきたいと思えますので、よろしくをお願いしたいと思います。

監理委員会への報告は事務局がやるのですか。

○事務局 事務局からさせていただきます。

○小林主査 それでは、その点、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、本日の「入札監理小委員会」はこれで終了いたします。